9 パートタイム・有期雇用労働者と安全衛生

1 健康診断の実施（労働安全衛生法第 66 条）

事業主は、労働者に対し、労働安全衛生法の定めるところにより健康診断を実施しなければなりません。パートタイム・有期雇用労働者についても、次の２つの要件を満たす者には一般健康診断を実施することが必要です。

(1) 期間の定めのない労働契約により雇用される者、または期間の定めのある労働契約により雇用される者であって、契約期間が１年以上（特定業務に従事する場合は６か月以上）である者、契約更新により１年以上雇用されることが予定されている者・雇用されている者

(2) １週間の所定労働時間が同じ事業所において同種の業務に従事する通常の労働者に比べて４分の３以上である者（所定労働時間が通常の労働者の４分の３未満であっても概ね２分の１以上であれば一般健康診断を実施することが望ましいものとされています。）

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td>契約形態</td><td colspan="6">パートタイム・有期雇用労働者</td></tr>
<tr><td>週所定労働時間
（対正社員）</td><td colspan="3">○無期契約
○契約期間が１年以上の有期契約（契約更新により１年以上になる場合を含む）</td><td colspan="3">○契約期間が６月以上１年未満の有期雇用（契約更新により６月以上となる場合を含む）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>3/4 以上</td><td>1/2 以上
3/4 未満</td><td>1/2 未満</td><td>3/4 以上</td><td>1/2 以上
3/4 未満</td><td>1/2 未満</td></tr>
<tr><td rowspan="4">一般
健康診断</td><td>雇入時の健康診断</td><td rowspan="4">◎</td><td rowspan="4">○</td><td rowspan="4">△</td><td colspan="3" rowspan="2">△</td></tr>
<tr><td>定期健康診断
（１年以内に１回）</td></tr>
<tr><td>特定業務※１への配置換え時に行う健康診断</td><td rowspan="2">◎</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">△</td></tr>
<tr><td>特定業務従事者の定期健康診断（６月以内に１回）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特殊
健康診断</td><td>入社時、有害業務※２への配置換え時に行う特殊健康診断</td><td colspan="6" rowspan="2">契約形態および週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められています。</td></tr>
<tr><td>定期の特殊健康診断
（６月以内に１回）</td></tr>
</table>

◎：労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの
○：法令上の実施義務規定は無いが、実施が望ましいとされているもの
（「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」（平成31年1月30日基発0130第１号））
△：実施根拠規定がないもの
※１：労働安全衛生規則第13条第１項第２号の業務
（深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、著しく暑熱な場所における業務）
※２：労働安全衛生法施行令第22条第１項の業務
（有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等の業務、放射線業務、石綿等の取扱い等の業務、等）

健康診断で何らかの異常が見つかった者については、健康保持のために必要な措置について医師等の意見を聴き、労働者の実情を考慮した上で適切な措置を講じなければなりません。

また、長時間労働者については、労働者からの申出があれば、医師による面接指導を行う必要があります。対象となる労働者の要件については、時間外・休日労働時間が１月あたり 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者となっています（同法第 66 条の８第１項、労働安全衛生規則第 52 条の２）。

2 ストレスチェック制度（労働安全衛生法第 66 条の 10）

パートタイム・有期雇用労働者であっても、一般定期健康診断の対象者には、ストレスチェックの実施が事業者に義務付けられています。ストレスチェックの結果、高いストレスを抱えていると判定されるなど一定の要件に該当する労働者から申出があった場合にも、医師による面接指導を行わなければなりません。

※令和７年５月に労働安全衛生法が改正され、令和 10 年４月１日から、50 人未満の事業場もストレスチェックの実施が事業者に義務付けられます。（令和７年５月 14 日公布）

※制度の詳細は厚生労働省公式インターネットサイトをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html

